

議会運営委員会協議結果

日時：令和8年2月19日（木）

午前9時00分 開議

午前9時05分 散会

場所：委員会室

1. 承認第1号及び議案第39号に対する討論について

討論通告：無

局長（杉江慎二）本日8時45分に討論を締め切り、通告はありませんでした。この後の本会議での採決は、承認第1号は簡易採決により、議案第39号は電子採決で行います。

委員長（芳金秀展）局長の説明のとおり、承認第1号は簡易採決、議案第39号は電子採決で行うということによろしいですか。

《 了承 》

2. 予算委員会分科会における所管外委員の質疑について

発言の申し出期限

分科会が別日の場合：議案上程日の午後4時まで

分科会が当日の場合：議案上程の本会議が休憩又は散会して5分後

局長（杉江慎二）予算委員会の分科会において所管外委員が質疑を行いたい場合の、事務局への申し出期限を改めて確認します。分科会が議案上程の別日開催の場合（当初予算審査）は、議案上程日の午後4時まで、分科会が議案上程の当日開催の場合（補正予算審査）は、議案上程の本会議休憩5分後です。当初と補正、どちらも議案上程は、本日、2月19日です。なお、当初予算審査は部ごとに行う分科会もありますので、どの部に対して質疑するのか教えてください。

次に、所管外委員の発言時間について確認します。当初予算審査は一人15分以内、全体で最大60分です。補正予算審査は一人7分以内となっています。

この制限時間は、各分科会に送付される一般会計、特別会計を合わせた時間

です。例として、当初予算審査で、総務分科会の委員ならば、文教厚生分科会に送付された一般会計と特別会計を合わせて15分、建設産業分科会に送付された一般会計と特別会計、企業会計を合わせて15分が持ち時間となります。分科会ごとに15分です。部や議案ごとではないのでお間違いないようにしてください。

委員長（芳金秀展）所管外委員で質疑を予定する方は、本日の期限までに申し出てください。発言の持ち時間は、その分科会に送付された議案全体で15分までということですのでお間違えないようお願いします。

《 散会 》